

## 「新たな劇場基本計画検討業務委託」に係る 提案書作成要領（令和2年5月改訂）

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

### 1 件名

新たな劇場基本計画検討業務委託

### 2 業務の内容

別紙、業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は約 100,000 千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

### 3 参加条件

参加資格を有する者は、(1)又は(2)のいずれかの条件を満たすものとします。なお、(3)については、単体の企業及び共同企業体のいずれの場合も要件を満たす必要があります。

(1) 単体の企業は次の条件を全て満たすこと。

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかの条件を満たすこと。

(ア) 令和元・2年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿において、横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）に登録されている者でかつその内容が次の条件のどちらかを満たすこと。

a 「登録種目」に「901：建築設計（監理含む）」が第1位に登録されていること。

b 「登録種目」に「905：建設コンサルタント等の業務」が第1位に登録されていること。

(イ) 令和元・2年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に未登載の方は、参加意向申出書の提出時まで、上記(ア)の条件を満たす資格について、横浜市への入札参加資格審査申請を完了していること。

イ 次の実績を有すること。

文化芸術施設（劇場又はホール）の基本計画及び基本設計の策定に係る業務実績（計画素案の立案など全体に関わるものとし、部分的な助言などは該当しない）がそれぞれ1件以上あること。

ウ 本業務の履行期間内に、統括責任者及び担当技術者を配置すること。なお、統括責任者とは、契約の履行用にあたり、業務の技術上の管理を行う者、担当技術者とは統括責任者のもとで業務を担当する者をいう。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

オ 心身の故障により業務を適正に行うことが出来ない者でないこと。

カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。

キ 銀行取引停止処分を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。

ケ 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（一部改正平成31年4月1日）の規定による指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に、当該委託契約を種目又は細目別に分担した2以上の者が構成員となって結成した共同体。）である場合、次の条件を全て満たすこと。

ア 共同企業体は3(1)イの実績を有すること。

イ 構成員は、3(1)ア及びエ～ケの条件を全て満たすこと。

ウ 構成員は、3者以内とすること。

エ 代表者たる構成員は、統括責任者1名を配置し、その他の構成員は、担当技術者を1名以上配置すること。なお、配置する予定の統括責任者及び担当技術者は、それぞれの構成員の組織に所属していること。

オ 「共同企業体協定書」により、共同企業体の協定書を締結すること（別紙4を参考に作成してください。）

カ 構成員の分担業務が、業務の内容により「共同企業体協定書」により明らかであること。

※「共同企業体協定書」については、契約時に提出してください。

(3) 以下の事項を全て満たすこと。

ア 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員になっていないこと。また、共同企業体の構成員は、単体の企業として参加していないこと。

イ 統括責任者と担当技術者を兼任していないこと。

ウ 新たな劇場基本計画検討業務委託の完了まで、業務を履行できること。

#### 4 参加に係る手続き

本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する場合は、必ず参加意向申出書（様式1）、参加資格確認書（別紙1、共同企業体の場合は別紙2）を提出して参加表明を行ってください。

(1) 提出期限 令和2年4月14日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出先 横浜市政策局芸術創造本部室劇場計画課 担当 後藤  
所在地 〒231-0005 横浜市中区港町1-1  
電話 045-671-4399

(3) 提出方法 郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）又は持参

（注意） ・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。

・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

・持参の場合は、平日午前9時～正午と午後1時～5時に、横浜市政策局芸術創造本部室劇場計画課にて受け付けます。（以下、同様）。

(4) 参加表明時の提出書類

ア 参加意向申出書（様式1）

1部

- イ 参加資格確認書（別紙 1、共同企業体の場合は別紙 2） 1 部
- ウ 委託業務経歴書（別紙 3）及び契約書等の写し 1 部
- エ 提案資格確認結果通知書の返信用封筒 1 枚

※定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先のあて先を明記のうえ、84 円分の切手を貼付してください。

#### (5) 提案資格確認結果の通知

- ア 本プロポーザルに参加する意向申出者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず提案資格確認結果通知書（様式 2）を郵送します。なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式 6）を送付いたします。
- イ 提案資格が確認されなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により提案資格が確認されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに横浜市政策局芸術創造本部室劇場計画課まで提出してください。
- ウ 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対して、書面により回答いたします。

## 5 質問書の提出

提案資格が認められた者において、本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（要領 1）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、プロポーザル関係書類提出要請者全員に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和 2 年 4 月 28 日（火）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出先 横浜市政策局芸術創造本部室劇場計画課 担当 後藤  
所在地 〒231-0005 横浜市中区港町 1 - 1  
電 話 045-671-4399  
E-mail ss-gekijo@city.yokohama.jp
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール  
(注意) ・持参以外は着信確認を行ってください。
- (4) 回答送付日及び方法 令和 2 年 5 月 15 日（金）までに電子メールにより送付します。

## 6 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式（様式 5、要領 2-1、2-2、要領 3、要領 4、要領 5）に基づき作成するものとします。
- (2) 用紙の大きさは原則 A 4 版縦とします。（要領 4 を除きます）
- (3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の書式に記載してください。
  - ア 業務実施体制について（要領 2-1、2-2）
    - ・従事スタッフの構成、人数、経歴等
  - イ 業務実績（要領 3）
    - 当該業務と同等・類似業務の実績について、具体的に記入してください。
  - ウ 業務計画書（要領 4）
    - 提案内容については、次の課題に対する提案とします。業務説明資料を参照の上、課

題1から4までをそれぞれA3版横（片面）1頁でまとめて提案してください。

【課題1】業務全体の進め方及び業務内容(1)基本方針の整理についての業務実施計画を提案してください

【課題2】業務内容(2)まちづくり方向性及び景観デザインの業務実施計画を提案してください

【課題3】業務内容(3)のうち、舞台設備の検討及びホール等機能の検討についての業務実施計画を提案してください

【課題4】業務内容(3)のうち、配置・構造等の検討についての業務実施計画を提案してください

エ 提案書の開示に係る意向申出書（要領5）

(4) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書、イメージ図・イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔に記述してください。

イ 文字は注記等を除き原則として11ポイント程度の大きさとし、所定の書式に収まる範囲で記述してください。

ウ 多色刷りは可としますが、評価委員会の資料はモノクロ複写となりますので、見易さに配慮をお願いします。

(5) その他提出書類

提案書評価基準における「企業としての取組に関する視点」について、該当するものがある場合、次のとおり有効期間内の資料を提出してください。

対 象	提出資料	部数
次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	労働局の受付印のある 「一般事業主行動計画の写し」	1部
女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	労働局の受付印のある 「一般事業主行動計画の写し」	
次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得	「基準適合一般事業主認定通知書の写し」 または「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」	
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし）の取得	「認定通知書の写し」	
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）の取得	「認定通知書の写し」	
よこはまグッドバランス賞の認定の取得	「認定通知書の写し」 または「認定書の写し」	

<p>障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.2%を達成している(従業員 45.5 人以上)、又は障害者を 1 人以上雇用している(従業員 45.5 人未満)</p>	<p>最新年度の障害者雇用状況報告書(「事業主控」の写し)</p>	
---	-----------------------------------	--

## 7 評価基準

提案書評価基準のとおり

## 8 提案書の提出

### (1) 提案書の提出

- ア 提出部数 2部(正1部、複写用1部)
- イ 提出期限 令和2年5月20日(水)午後5時まで(必着)
- ウ 提出先 4(2)に同じ
- エ 提出方法 持参又は郵送

(注意) ・郵送の場合は一般書留、簡易書留又は特定記録郵便とし、期限までに到着するように発送して下さい。

### (2) その他

- ア 所定の書式以外の書類については受理しません。
- イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者(資格者等)は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。

## 9 プロポーザルに関するヒアリング

当初は提案内容に関するヒアリングを行う予定でしたが、令和2年4月7日に発令された改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言への対応として、ヒアリングは行わないこととします。

## 10 提案書等に関する質問及び回答

提案内容について、本市より質問する場合があります。

### (1) 質問の送付

- ア 送付時期 令和2年5月27日(水)
- イ 送付方法 電子メール(質問がない場合にも通知します)  
送付元 E-mail ss-gekijo@city.yokohama.jp

### (2) 回答の提出

- ア 提出期限 令和2年6月2日(火)午後5時まで(必着)
- イ 提出方法 電子メール  
宛先 横浜市政策局芸術創造本部室劇場計画課 担当 後藤

E-mail ss-gekijo@city.yokohama.jp

電話 045-671-4399（電話にて着信確認を行ってください）

ウ 回答書は任意の様式としますが、どの質問に対する回答が明確にしてください。

## 11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	政策局第1入札参加資格審査・指名業者選定委員会	新たな劇場基本計画検討業務委託プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関する事	プロポーザルの評価・特定に関する事
委員	政策局 政策局長 劇場計画部長 女性活躍・男女共同参画担当理事 大学担当理事 基地担当理事 総務部長 大都市制度・広域行政室長 政策部長 報道担当部長 共創推進室長	委員長 政策局 総務部長 副委員長 政策局 共創推進室長 委員 政策局 政策課担当課長 建築局 企画課長 建築局 営繕企画課長 都市整備局 企画課長 文化観光局 文化振興課施設担当課長

## 12 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面（様式7）により通知します。

(1) 通知日 令和2年6月下旬までに行います。

(2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

## 13 プロポーザルの取扱い

(1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

(2) 提出されたプロポーザルは、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

(3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

(4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

(5) 提出された書類は、返却しません。

## 14 プロポーザル手続きにおける注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した者とは、後日、プロポーザル関係書類提出要請書及び特定されたプロポーザル等の内容に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。  
なお、委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。
- (5) 受託後者の特定の日、令和元・2年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿へ登載がされていない場合は、受託候補者として特定されません。

## 15 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成書式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があったもの
- (8) 提案書等に関する質問に回答しなかったもの

## 16 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否  
プロポーザルを特定した者は、業務委託契約の締結にあたり契約書の作成を要します。
- (4) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容にかかわらず、横浜市と協議の上行うこととします。
- (5) 業務の全部を再委託することはできません。

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

## 参加資格確認書

プロポーザルの参加資格を確認しました。記載内容については、事実と相違ありません。

件名： 新たな劇場基本計画検討業務委託

連絡担当者  
所 属  
氏 名  
電 話  
電子メール

提案資格		資格確認欄※	
(1)横浜市一般競争入札有資格者名簿の登録 次のア又はイの条件を満たすこと。			
ア 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）に登録されている者でかつその内容が次の(ア)、(イ)の条件のどちらかを満たすこと	登録業者 コード		
(ア) 「登録種目」に「901：建築設計（監理含む）」が第1位に登録されていること。			
(イ) 「登録種目」に「905：建設コンサルタント等の業務」が第1位に登録されていること。			
イ 上記アの条件を満たす資格について、横浜市への入札参加資格審査申請を完了していること。			
(2)設計業務実績 文化芸術施設（劇場又はホール）の基本計画及び基本設計の策定に係る業務実績（計画素案の立案など全体に関わるものとし、部分的な助言などは該当しない）がそれぞれ1件以上あること。			
(3)技術者配置 本業務の履行期間内に、統括責任者及び担当技術者を配置すること		統括責任者氏名	
		担当技術者指名	
(4)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。			
(5)心身の故障により業務を適正に行うことが出来ない者でないこと。			
(6)破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。			
(7)銀行取引停止処分を受けていないこと。			
(8)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。			
(9)参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（一部改正平成31年4月1日）の規定による指名停止を受けていないこと。			

※ 資格確認欄の記入方法

(1)の登録業者コードは、令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿によるコードを記入してください。

(1)のア～イ、(3)～(9)は、提案資格を満たしている場合は、「○」を記入してください。

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

### 参加資格確認書

プロポーザルの参加資格を確認しました。記載内容については、事実と相違ありません。

件名： 新たな劇場基本計画検討業務委託

連絡担当者  
所 属  
氏 名  
電 話  
電子メール

提案資格		資格確認欄※	
(1) 共同企業体の設計業務実績 文化芸術施設（劇場又はホール）の基本計画及び基本設計の策定に係る業務実績（計画素案の立案など全体に関わるものとし、部分的な助言などは該当しない）がそれぞれ1件以上あること。			
(2)-1 横浜市一般競争入札有資格者名簿の登録 次のア又はイの条件を満たすこと。		構成員名	
ア 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）に登録されている者でかつその内容が次の(ア)、(イ)の条件のどちらかを満たすこと	(ア) 「登録種目」に「901：建築設計（監理含む）」が第1位に登録されていること。	登録業者コード	
	(イ) 「登録種目」に「905：建設コンサルタント等の業務」が第1位に登録されていること。		
	イ 上記アの条件を満たす資格について、横浜市への入札参加資格審査申請を完了していること。		
(2)-2 横浜市一般競争入札有資格者名簿の登録 次のア又はイの条件を満たすこと。		構成員名	
ア 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）に登録されている者でかつその内容が次の(ア)、(イ)の条件のどちらかを満たすこと	(ア) 「登録種目」に「901：建築設計（監理含む）」が第1位に登録されていること。	登録業者コード	
	(イ) 「登録種目」に「905：建設コンサルタント等の業務」が第1位に登録されていること。		
	イ 上記アの条件を満たす資格について、横浜市への入札参加資格審査申請を完了していること。		
(2)-3 横浜市一般競争入札有資格者名簿の登録		構成員名	

次のア又はイの条件を満たすこと。			
ア 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）に登録されている者でかつその内容が次の(ア)、(イ)の条件のどちらかを満たすこと	(ア) 「登録種目」に「901：建築設計（監理含む）」が第1位に登録されていること。	登録業者 コード	
	(イ) 「登録種目」に「905：建設コンサルタント等の業務」が第1位に登録されていること。		
	イ 上記アの条件を満たす資格について、横浜市への入札参加資格審査申請を完了していること。		
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。			
(4) 心身の故障により業務を適正に行うことが出来ない者でないこと。			
(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。			
(6) 銀行取引停止処分を受けていないこと。			
(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。			
(8) 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（一部改正平成31年4月1日）の規定による指名停止を受けていないこと。			
(9) 構成員は3者以内とすること。			
(10) 技術者配置 本業務の履行期間内に、統括責任者及び担当技術者を配置すること		統括責任者氏名	
		担当技術者指名	
		担当技術者指名	

※ 資格確認欄の記入方法

(1)の登録業者コードは、令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿によるコードを記入してください。

(1)のア～イ、(3)～(9)は、提案資格を満たしている場合は、「○」を記入してください。

年 月 日

## 委託業務経歴書

横浜市契約事務受任者

業者コード  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

件名 新たな劇場基本計画検討業務委託

上記案件について、次のとおり委託業務経歴があります。

注 文 者	受 注 区 分	件 名	業 務 内 容	契 約 金 額 (千円)	履 行 期 間
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで

- (注意) 1 提案書作成要領「3 参加条件(1)イ」に記載している実績に係る業務について、完了したものを記載してください。
- 2 下請業務等については注文者は元請者を記載し、その下に発注者を( )で記載してください。その場合、件名及び業務内容は、下請業務について記載してください。
- 3 業務内容については具体的に記載するとともに、契約書の写しなど実績を確認できる資料を添付してください。

## 共同企業体協定書（参考）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連携して行うことを目的とする。

- 一 新たな劇場基本計画検討業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。）
- 二 前号に附帯する業務

（名称）

第2条 当共同企業体は、\_\_\_\_\_共同企業体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 共同体は、事務所を\_\_\_\_市\_\_\_\_町\_\_\_\_番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 共同体は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に成立し、新たな劇場基本計画検討の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

\_\_\_\_県\_\_\_\_市\_\_\_\_町\_\_\_\_番地

\_\_\_\_\_株式会社

\_\_\_\_県\_\_\_\_市\_\_\_\_町\_\_\_\_番地

\_\_\_\_\_株式会社

（代表者の名称）

第6条 共同体は、\_\_\_\_\_株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 共同体の代表者は、新たな劇場基本計画検討業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに見積書の提出、契約の締結、自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（運営委員会）

第8条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、新たな劇場基本計画検討業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第9条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(分担業務)

第 10 条 各構成員の新たな劇場基本計画検討業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_業務 \_\_\_\_\_株式会社

\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_業務 \_\_\_\_\_株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。（取引金融機関）

第 11 条 共同体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 12 条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、共同体が新たな劇場基本計画検討業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第 18 条 共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

\_\_\_\_\_株式会社外\_\_\_\_\_社は、上記のとおり\_\_\_\_\_共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書\_\_\_\_\_通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

\_\_\_\_\_株式会社  
代表取締役 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_株式会社  
代表取締役 \_\_\_\_\_ 印

共同企業体協定書第 10 条に基づく協定書（参考）

新たな劇場基本計画検討業務については、\_\_\_\_\_共同企業体協定書第 10 条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_業務 \_\_\_\_\_株式会社 \_\_\_\_\_円

\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_業務 \_\_\_\_\_株式会社 \_\_\_\_\_円

\_\_\_\_\_株式会社外\_\_社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書\_\_通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

\_\_\_\_\_株式会社  
代表取締役 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_株式会社  
代表取締役 \_\_\_\_\_ 印